

研修視察報告書

令和 5 年 12 月 27 日

[会派名：日本共産党]

代表者氏名	三原 淳子 	記録者氏名	藤川 美広 
視察者氏名	藤川 美広		
視察日	令和 5 年 8 月 2 日（水）・7 日（月）・10 日（木）・19 日（土）		
視察先	（オンライン）ZOOM 開催		
目的	第 14 回 生活保護問題議員研修会参加		

視察概要

■8月2日(水)

- ① 基調講演「今こそ、生活保護をあたり前の権利に！」 ※当日受講
- ② 講座 A 「大学、専門学校（看護学校等）への進学は贅沢ですか」 ※当日受講

■8月7日(月)

- ③ 講座 B 『「生活保護と自動車保有」の意味を考える』 ※当日受講
- ④ 講座 C 「モノ言う議員へのバッシングに抗して」 ※当日受講

■8月10日(木)

- ⑤ 講座 D 「生活保護基礎講座+なんでも Q&A」 ※後日動画視聴
- ⑥ 講座 E 「より良い生活保護行政をめざす自治体の取組みに学ぶ」 ※後日動画視聴

■8月19日(土)

- ⑦ 特別企画 今こそ、「生活保護法」から「生活保障法」へ ※後日動画視聴

<詳細別紙>

【8月2日(水)】

① 基調講演「今こそ、生活保護をあたり前の権利に！」

本会議は生活保護問題・人権集会の一環として開催された議員研修会である。会議では、生活保護をめぐる現状と課題について講演が行われた。物価高騰や猛暑などの影響により、生活保護を必要とする人が増えていること。生活保護の申請件数は減少しているものの、捕捉率が低いことが指摘された。また、生活保護基準の引き下げ裁判や外国人の生活保護をめぐる裁判などの動向について解説があった。

・開会の挨拶

生活保護問題対策全国会議代表幹事の尾藤弁護士が挨拶し、コロナ禍や物価高騰の影響で生活困窮者が増加していることを指摘。生活保護が当たり前の権利として利用できるようにしていく必要があると述べた。

・基調講演

吉永純氏が基調講演を行い、貧困と生活保護の現状、生活保護をめぐる5つの論点、生活保護裁判の到達点について講演した。物価高や猛暑などの影響で生活保護を必要とする人が増えているものの、申請件数は減少していることを指摘。生活保護への忌避感情などが原因であると分析した。

・生活保護をめぐる論点

1)生活保護基準の引き下げ

2)外国人と生活保護

3)大学生・専門学校生と生活保護

4)自動車の保有

5)不要な扶養照会について解説があった。これらの論点に関する裁判の動向や課題が示された。

・生活保護裁判の到達点

生活保護基準の引き下げに関する「いのちのとりで裁判」について解説があった。第一審で原告勝訴が相次いでいることから、生存権が裁判所によって認められつつあることが重要だと指摘された。被害実態に目を向ける判決も出ていることが紹介された。

・議員の役割

地方議員に対し、生活保護利用促進などへの支援を要請。議員は住民の「命の守り手」であり、期待も大きいと述べた。

生活保護の運用状況をチェックし、違法・不当な行為がないか確認する。

生活保護の利用促進などに協力・支援する。

バッシングとの戦い方を学ぶ。

② 講座A 「大学、専門学校（看護学校等）への進学は贅沢ですか」

生活保護世帯出身の大学生や専門学校生への生活保護の適用について、複数の弁護士や当事者から報告があった。生活保護世帯の子どもが進学するためには世帯分離をする必要があるが、その判断基準や影響について議論が交わされた。また、大学生や専門学校生への生活保護の適用拡大を求める活動状況についても報告があった。

- ・生活保護世帯の世帯分離に関する裁判例

高木弁護士が、生活保護世帯の孫が准看護師として働きながら看護学校で学んでいたところ、世帯分離が解除されて保護が廃止された事例を報告し、世帯分離の判断基準と影響について論じた。

- ・生活保護世帯出身の大学生の報告

生活保護世帯出身で世帯分離をして大学に進学した櫻（はかない）さんが、自身の生き立ちと世帯分離・大学進学の困難さについて報告した。

- ・大学生への生活保護適用を巡る諸問題

桜井研究者が、生活保護と大学進学の関係性や大学生の生活保護適用を巡る諸問題について整理し、適用拡大の必要性を訴えた。

生活保護の困窮学生への独自支援策を打ち出している自治体の事例を紹介し、国の制度との違いを指摘した。

- ・虐待被害学生への支援活動

飛田弁護士が、虐待被害者支援の立場から、生活保護を受けられない学生の困難さを訴え、適用拡大への活動を報告した。

- ・質疑応答

講師に対する参加者からの質問と回答が行われた。世帯分離や生活保護適用の判断基準や影響などについて議論された。

【8月7日(月)】

③ 講座B 『「生活保護と自動車保有」の意味を考える』

生活保護受給者の自動車保有をめぐる問題について議論された。

具体的には、三重県鈴鹿市と岐阜県関市で起きた生活保護受給者への自動車保有禁止・使用禁止に関する 2 つの事例が報告された。これらの事例では、障害などを理由に自動車の保有が生活に不可欠な受給者が、保護の停止処分を受けたケースである。裁判所はこれらの事例で執行停止を認め生活保護を一時的に再開させている。会議では、この問題の背景にある厚生労働省の姿勢とその影響、自動車保有を認めないことの問題点、現状の枠組みで可能な保有容認の方法、さらに制度改善に向けた今後の方策などが議論された。

- ・三重県鈴鹿市の 2 つの事例紹介

鈴鹿市で起きた2つの事例が報告された。1つ目は運行記録表の提出を求められた80歳女性とその息子の事例。2つ目は見積書の提出を求められた70歳女性の事例である。いずれも障害などにより自動車が生活に不可欠な状況で保護の停止処分を受けた。裁判所は執行停止を認め生活保護を一時的に再開させている。

- ・自動車保有を巡る紛争の広がり

鈴鹿市と同様の事例が岐阜県関市でも発生しており、裁判所は執行停止を認めており。この問題は徐々に広がりを見せている。

厚生労働省が保有目的外の使用禁止など、自動車保有を制限する通知を出しており、自治体の制限的対応を後押ししている。厚労省は撤回要請にも応じていない。

- ・自動車保有を認めないことの問題点

自動車がないと生活できない地域が多く、保有を認めないことで、生活保護利用を諦めざるを得ない状況がある。移動の自由も制約される。障害者権利条約に照らしても問題がある。現状の通知の範囲内でも、交通手段が限られているような場合の通勤・通院目的での保有容認は可能である。パンフレットなどを活用し、自治体と交渉していくことが考えられる。

- ・運行記録表提出とのセット要求への対応

運行記録表はプライバシー侵害などの問題がある。行政指導の中止要求や質問状の提出などで応じないことを主張し、最終的には裁判で争うことも考えられる。

- ・制度改善に向けた今後の方策

個別の裁判闘争と並行し、鈴鹿市の判決をきっかけに厚労省に自動車保有容認の拡大を求めていくことが重要である。議員としても自治体の状況把握と制度改善要請への協力が必要であると学んだ。

④ 講座C 「モノ言う議員へのバッシングに抗して」

生活保護申請に関する議員の同行が禁止されたことに端を発する香芝市議会の青木議員への懲罰問題を主な議題として議論がなされた。青木議員と支援者が懲罰の経緯や問題点を報告し、弁護士が裁判所の判断基準変更など法的観点から説明。また、同様の経験をした村上議員がSNS上の誹謗中傷と現実の脅威について報告。

- ・朝日新聞記者による地方議会の懲罰状況報告

朝日新聞の山下記者が全国調査の結果を基に地方議会の懲罰状況を報告し、懲罰の多数決の問題点や裁判所の判断基準変更などを説明。

- ・香芝市議会議員の懲罰経緯と問題点

懲罰を受けた香芝市議会の青木議員と支援者が懲罰の経緯と問題点を報告し、弁護士が法的観点から説明。

- ・北九州市議会議員のSNS上の脅威

同様にSNS上の誹謗中傷などを受けた北九州市議会の村上議員が報告し、現実の脅威につ

ながった経緯と対処法を説明。

今後は生活保護申請に関する議員の同行が禁止されている自治体に申入れを行う必要があると説明。

SNS 上の誹謗中傷などへの法改正を国会議員などに働きかけるなど、懲罰問題への裁判闘争など法的対応を支援する必要がある。

【8月10日(木)】

⑤ 講座D 「生活保護基礎講座+なんでもQ&A」

講師から生活保護制度の基本的な枠組みや原則、生活扶助の内容、申請から決定までの流れなどについて説明があった。また、実際に行われている水際作戦の実態とその対応策についても解説があり、さらに、地方議会が生活保護行政の改善に果たすべき役割についても示唆された。

・生活保護制度の基本的枠組み

生活保護法の目的は最低限度の生活を保障し、自立を助長することである。申請保護の原則、基準および程度の原則、主体単位の原則などの原理・原則がある。生活扶助、住宅扶助、教育扶助など8つの扶助がある。生活保護費の計算方法として、最低生活費基準から本人の収入を差し引いた額が保護費として支給される。

・水際作戦の実態

実際に行われた水際作戦の事例が紹介された。申請者が基準内の住宅に移るよう求められ、申請が拒否された事案である。こうした対応は誤りであり、正しい対応は保護開始後に転居費用を支給することである。水際作戦に対しては、とにかく申請を助言し、予想される論点の知識を教示することが必要である。

地方議会ができること

生活保護への危機感を持つことが必要であり、国民・住民の意識変革が重要である。ギリギリまで自己責任を求ることへの対応も必要である。水際作戦をなくすには福祉事務所の体制整備が必要であり、自治体が行う研修内容の改善や情報開示などが有効である。議員は制度運用の改善を迫るべきであり、生活保護のしおりやホームページの内容を点検しながら議会でも生活保護行政の改善を求めることが重要であると学んだ。

⑥ 講座E 「より良い生活保護行政をめざす自治体の取組みに学ぶ」

京丹後市、国立市、奈良県の生活保護行政担当者から、生活保護利用者への支援改善に向けた取り組みについて報告があった。

京丹後市では、生活保護の利用促進を目的とした全戸配布のチラシ作成や、生活困窮者自立支援制度との連携に取り組んでいる。国立市では、不適正事務処理を契機に利用者の権利保

護の観点から生活保護行政の全面的見直しが行われ、利用しやすい生活保護制度作りに注力している。奈良県内の生活保護行政を良くする会では、県内の生活保護のしおりの点検と改善要請活動を行い、多くの自治体で記載内容の改善が見られた。

・京丹後市における生活保護利用促進の取り組み

京丹後市では、生活保護の利用促進を目的として、生活保護の申請方法や制度内容をまとめたチラシを作成し、市内の全世帯に配布している。チラシの配布により相談件数の増加が見られ、生活保護への理解促進につながっている。また、生活困窮者自立支援制度と連携し、生活保護行政と生活困窮者支援を両輪として運用することで、困窮する市民を包括的に支援している。

・国立市における利用者中心の生活保護行政改善

国立市では、不適正事務処理事案を契機に生活保護行政の抜本的見直しが行われた。利用者の権利保護や職員の意識改革に取り組み、利用しやすい生活保護制度作りを推進している。生活保護のしおりや広報資料の充実、職員研修の拡充など、利用者中心の生活保護行政運営が特徴である。

・奈良県における生活保護のしおり改善運動

奈良県内の生活保護行政を良くする会が中心となり、県内 14 カ所の福祉事務所の生活保護のしおりについて調査と改善要請活動を実施した。多くの自治体で記載内容の改善が見られ、しおりの評価と生活保護利用率に相関があることが示唆された。引き続きしおり内容の点検や生活保護行政の改善に取り組む必要性がある。

生活保護のしおりや広報資料の内容を定期的に点検し、利用者にとって分かりやすい情報提供を心がける。生活保護行政と生活困窮者自立支援制度を連携させ、包括的な貧困対策を推進する。職員の意識改革や資質向上のため、人権擁護をテーマとした研修を充実させることが重要であると学んだ。

【8月19日(土)】

⑦ 特別企画 今こそ、「生活保護法」から「生活保障法」へ

全国で生活保護をあたり前の権利として考えるための取り組みが行われている。また、反貧困ネットワークが行っている相談支援事業や個室シェルター運営事業、難民・移民支援事業についても紹介された。また、日本に住む外国人を支えるための活動についても触れられた。相談支援事業では、うつ病や精神疾患を抱える相談者が増加しており、彼らの生活や就労に関する支援が行われている。また、生活困窮者自立支援制度の窓口で即日少額貸付が提案されており、生活保護を利用している方々に対する食料支援などの取り組みも行われている。個室シェルター運営事業では、生活困窮者のための宿泊施設が提供されており、特に女性や子どもを対象とした支援が行われている。

難民・移民支援事業では、外国人への生活支援や居住支援が行われており、特に日本に住む

外国人を支えるための活動が行われている。

これらの取り組みは、生活保護を必要とする人々や外国人に対する支援を強化し、社会的包摶を促進することを目的としていると説明があった。

生活保護制度においては、生活保護費の引き下げや資産調査の厳格化などが行われており、生活保護を必要とする人々の生活が困難になっているという問題が指摘されました。また、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の「重なり合う支援」についても議論が深められる必要があると指摘。

一方で、反貧困ネットワークが行っている相談支援事業や個室シェルター運営事業、難民・移民支援事業など、生活保護制度以外の支援や取り組みは、生活保護制度だけでは解決できない問題に対して、社会的包摶を促進する重要な役割を担っており、生活が困難になっている人々が多く存在していることが明らかになっている今、迅速な生活保護制度の改善や運用改善が強く求められている。

今後の対応としては、生活保護制度の改善や生活扶助基準の適正化、透明化、夏季加算の創設などが挙げられ、申請者の同意なき扶養照会の廃止や、処分価値の乏しい自動車について生活用品としての保有を容認することなど、生活保護制度の運用改善にも取り組む必要があると学んだ。

藤川 美広